

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎油木線	府中市上下町小堀字河井八八六番一地先から府中市上下町階見字釋迦丸二四九五番一地先まで	平成十九年四月五日